

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合は、地域のお客さまの最も身近な相談相手として、お客さまの抱える金融に関する諸問題の解決に努めていくため、以下の金融円滑化管理方針を定め、この方針のもとに全役職員が一体となって地域金融の円滑化に取り組んでおります。

金融円滑化管理方針

当組合は、地域のお客さまの最も身近な相談相手として、お客さまの抱える金融に関する諸問題の解決に努めていくため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、この方針のもとに全役職員が一体となって地域金融の円滑化に取り組むこととする。

1. 金融円滑化管理の目的

- (1) 当組合は金融円滑化管理態勢を整備し、適切にリスク管理の下に、積極的に金融仲介機能の発揮に取り組む、もって地域金融の円滑化に資することとする。
- (2) 当組合は地域金融の円滑化に向けた取り組みを通じて、地域における当組合の信頼性の維持と業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事会および理事長・担当理事の役割・責任

理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。

理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項等を組合内に周知する。

金融円滑化管理担当理事は、理事会の議決に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

(2) 金融円滑化管理統括部署の役割・責任

金融円滑化管理統括部署（以下、統括部という）を審査部とし、以下の役割と責任を有する。

関連部室店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。

金融円滑化管理のため、関連部室店に対して必要な情報収集を行うとともに、適時、必要な指示・助言をする。

金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努める。

金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理する。

法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成・保存・管理する。

(3) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

統括部に金融円滑化管理責任者（以下、管理責任者という）を配置する。

管理責任者は関連部室店における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。

管理責任者は金融円滑化管理規程、マニュアル等の策定・見直しなど、金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。

管理責任者は関連部室店が行う研修等による金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等を関連部室店職員へ周知する。

金融円滑化管理態勢上の問題点等については、適時・適切に金融円滑化管理担当理事に報告する。

管理責任者は法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類を管理する。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

関連部室店に、金融円滑化管理担当者（以下、管理担当者という）を配置する。

管理担当者は統括部と連携し、所属部室店における金融円滑化態勢の推進等について責任を有す
管理担当者は金融円滑化管理態勢の整備及び金融仲介機能発揮に取り組むと共に、所属部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、統括部に報告する。

(5) 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

金融円滑化に関する相談等窓口を設置する。

金融円滑化に関する相談等窓口の担当者は、金融円滑化に関する相談等管理簿に、顧客からの相談等の内容を記録し、毎営業日、統括部に報告する。

3. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

4. 金融円滑化管理の実施

(1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。

(2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。

(3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。

(4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。

(5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。

(6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。

また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努める。

以上